

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）12月25日付け令500第640号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、令和5年12月12日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「令和〇年〇月〇日付け令500第363号〇〇宛「質問状に対する回答について」を作成する過程で実施機関が作成した全ての文書」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報記録された公文書（以下「本件公文書」という。）として、以下のとおり特定した。

- ア 令和5年10月27日業務報告
- イ 令和5年11月13日業務報告
- ウ 令和5年11月21日業務報告
- エ 令和5年12月5日伺い
- オ 令和5年12月6日伺い

3 実施機関の処分

実施機関は、上記2の文書について、令和5年12月25日付けで、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年1月18日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第6号該当による不開示部分の全部開示の決定を求める。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見（反論書より）
（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）
（省略）

第5 審査会の判断

1 法第78条第1項第6号について

法第78条第1項第6号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものは、不開示情報になると規定している。

これは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務又は事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、様々な審議、検討又は協議が行われており、これらの各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報について、開示することによる適正な意思形成の確保等への支障が、看過し得ない程度に「不当」なものである場合に、不開示とすることを認めているものである。

ここでの予想される支障が「不当」なものかどうかは、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量して判断することとされている。

一方で、審議、検討又は協議に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当する。

2 本件処分の妥当性について

本審査請求では、実施機関が特定した本件公文書のうち、法務相談結果についての業務報告書を法第78条第1項第6号に該当するとして本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点について検討する。

法務相談は、県が法律的な観点からの意見を得て検討し、適切に意思決定ができるように行われるものであり、法務相談の具体的な内容が開示されれば、同種の将来の県の検討等において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる可能性があると考えられる。

また、本件の「質問状に対する回答」に係る意思決定は、当該回答作成の限りにおいては、審査請求人への回答をもって終了しているが、本件は、将来、住民訴訟その他の争訟が提起される可能性があることを踏まえれば、将来予定されている同種の意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、実施機関が法第78条第1項第6号に該当するとして、不開示とした判断は誤っているとまでは言えない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 6 年 2 月 2 7 日	実施機関から諮問を受けた。
令和 6 年 9 月 1 7 日	事案の審議を行った。
令和 7 年 3 月 2 4 日	事案の審議を行った。
令和 7 年 5 月 2 3 日	事案の審議を行った。
令和 7 年 7 月 2 4 日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	※
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和7年7月24日現在）

※本件事案において、除斥となっている。